

**平成30年7月豪雨による災害に係る  
平成31年度特別措置要項（授業料等納付金の減免措置）**

平成30年7月豪雨による災害で被災した受験生及び在学生の教育機会の確保を図る観点から、入学検定料・入学金・授業料等納付金の特別措置について、下記のとおり実施いたします。

記

1. 対 象

平成31年度入学志願者・薬学部入学者及び在学生在で次に該当する者。

- ①平成30年7月豪雨による災害により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合
- ②主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「平成30年7月豪雨による災害にかかる災害救助法適用地域」にあつて、被災した場合

※ 入学金、授業料、施設設備費の減免については、医学部を対象としない。

2. 特別措置内容（平成31年度適用）

対象者		特別措置内容		
		志願者(※3) (薬学部、医学部)	入学者(※2) (薬学部)	在学生在 (薬学部)
主たる家計維持者が死亡 もしくは行方不明		入学検定料 を全額免除	入学金、授業料、施設 設備費を半額免除	授業料、施設設備費 を半額免除
主たる家計維持者が所有し、居住する 自宅家屋 (※1)	全壊・ 大規模半壊	入学検定料 を全額免除	入学金、授業料、施設 設備費を1/4免除	授業料、施設設備費 を1/4免除
	半壊	入学検定料 を全額免除	_____	_____

※1. 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象としない。

※2. 入学者は、いったん入学金・施設設備費を納入のうえ、返還手続をとることとする。  
(大学院生を含む。)

※3. 志願者は、いったん入学検定料を納入のうえ、返還手続をとることとする。

3. 対応期間

平成31年度限りの措置とする。

#### 4. 提出書類

##### (1) 入学検定料の減免（医学部・薬学部）

入学検定料免除申請書（必須）と、収納証明書を貼付した志願票の写し（必須）と下記①～②に記載された書類。

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。

- (ア) 死亡証明書（死亡届）の写し
- (イ) 行方不明の証書（警察への届出書）の写し

②家屋損壊の場合；次の全ての書類

- (ア) 罹災証明書の写し
- (イ) 持ち家であることを証明する書類の写し（登記事項証明書(建物)等）

##### ■申請期限および通知結果

申請期限：薬学部 平成31年 3月 8日（金）必着

医学部 平成31年 1月16日（水）必着

※免除申請に必要な提出書類は本学に送付してください。

**簡易書留扱いで封筒に「入学検定料免除申請書 在中」と明記。**

**出願書類の提出先とは異なりますのでご注意ください。**

結果通知：提出書類を審査の上、申請受理後2週間程度で結果を通知いたします。

返還対象者には、申請受理後2週間程度で返還いたします。

##### ■提出・問合せ先：東北医科薬科大学 入試課

〒981-8558 仙台市青葉区小松島4-4-1

##### (2) 入学金、授業料、施設設備費の減免（薬学部）

平成31年度入学金・施設設備費の返還願、平成31年度授業料の減免願（必須）と、下記①～②に記載された書類。

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。

- (ア) 死亡証明書（死亡届）の写し
- (イ) 死亡した方の戸籍（除籍）謄本の写し
- (ウ) 葬祭を行った証書の写し
- (エ) 行方不明の証書（警察への届出書）の写し

②家屋損壊の場合；住民票謄本（各記載事項に省略事項のないもの）、罹災証明書の写しと、次のいずれかの書類1部。

- (ア) 登記事項証明書（建物）の写し
- (イ) 平成30年度固定資産税・都市計画税 納税通知書（1枚目表紙と家屋）の写し
- (ウ) 固定資産税課税台帳登録事項証明(家屋)の写し

上記のいずれの書類も提出できない場合は、相談に応じる。

※入学者の入学金・授業料・施設設備費の減免の申請は入学手続書類と併せて提出すること。

申請用紙については合格通知書に同封いたします。（在学学生は学生課に問い合わせること）

#### 5. 審査

##### (1) 入学検定料の減免（医学部・薬学部）

①提出書類に基づき、本学入試センターが特別措置適用の可否について審査を行う。

②本学入試センターから審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

##### (2) 入学金、授業料、施設設備費の減免（薬学部）

①提出書類に基づき、薬学部学生委員会が特別措置適用の可否について審査を行う。

②薬学部学生委員会から審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

## ※ 平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法適用地域

### ●平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第 18 報】

(内閣府 平成 30 年 8 月 31 日)

平成 30 年 7 月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で 11 府県 67 市 39 町 4 村(高知県は 4 市 2 町 1 村、鳥取県は 1 市 9 町、広島県は 11 市 4 町、岡山県は 14 市 6 町 1 村、京都府は 6 市 3 町、兵庫県は 9 市 6 町、愛媛県は 5 市 2 町、岐阜県は 13 市 6 町 2 村、福岡県は 2 市、島根県は 1 市 1 町、山口県は 1 市)に災害救助法の適用を決定した。

#### 【高知県】

安芸市、長岡郡本山町、香南市、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

#### 【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

#### 【広島県】

広島市、安芸郡坂町、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、三次市、庄原市

#### 【岡山県】

岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、苫田郡鏡野町、玉野市、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町

#### 【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

#### 【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町

#### 【愛媛県】

宇和島市、大洲市、西予市、今治市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市

#### 【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

#### 【福岡県】

飯塚市、久留米市

#### 【島根県】

江津市、邑智郡川本町

#### 【山口県】

岩国市